

社会福祉法人征峯会

しらとりハワイアンデイ運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人征峯会が開設するしらとりハワイアンデイ（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業及び第1号通所事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等（以下「通所介護従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態、居宅要支援被保険者等にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 事業所の通所介護従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 しらとりハワイアンデイ
- (2) 所在地 筑西市上平塚748-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤で併設する他の事業所を兼務1名）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 通所介護従業者
 - ① 生活相談員 1名以上（兼務）
生活相談員は、事業所に対する事業の利用申込に係る調整や、通所介護計画の作成業務等を行うとともに、利用者及び家族からの必要な相談に応じる。
 - ② 看護職員 1名以上（機能訓練指導員兼務）
看護職員は、利用者の健康管理など行う。
 - ③ 介護職員 25名以上
介護職員は、利用者の介護等を行う。
 - ④ 機能訓練指導員 1名以上（兼務）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活に必要な機能の減退を防止するため、必要な機能訓練等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする

- (1) 営業日 月曜日～土曜日（但し12月31日から1月3日を除く）
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする
- (3) サービス提供時間 午前8時45分から午後4時30分
- (4) その他 営業日及び営業時間外の利用について別途相談、協議する

(利用定員)

第6条 事業所の一日の利用定員は以下の通りとするとする

曜日	月	火	水	木	金	土
定員(名)	125	135	115	115	125	115

(事業内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活の援助
日常生活動作能力に応じて、排泄や移動の介助等必要な介助を行う。
- (2) 健康状態の確認
健康チェック等により利用者の健康状態を的確に把握し、各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
- (3) 機能訓練サービス
利用者の日常生活に必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るためのレクリエーションや趣味的活動等を行う。
- (4) 送迎サービス
障害の程度、地理的条件により送迎を必要とする利用者については送迎を行う。
また必要に応じて、送迎車輛への乗降及び移動の介助を行う。
- (5) 入浴サービス
居宅における入浴が困難な利用者に対して、身体の状態等に合わせた浴槽（一般浴槽又は特殊浴槽）による入浴を実施し、衣類着脱や洗髪、洗身、身体の清拭等の介助を行う。
- (6) 食事サービス
栄養価や利用者の嗜好、身体の状態等を踏まえた食事の提供と、食事の準備や後始末、食事摂取等の介助を行う。

※希望するプログラムによって提供しない場合がある

(7) 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(利用料)

第8条 事業を提供した場合の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合証に応じた額とする。

2 前項のほか、次の各号に掲げる費用の額を徴収する。

(1) 第9条に定める通常の事業の実施地域以外の地域の住居する利用者に対して行う送迎に要する費用

①実施地域境界区域から片道10km以上20km未満

500円

②実施地域境界区域から片道20km以上

以降、片道5km増すごとに500円を加算

(2) 事業に通常要する時間を超える事業であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の事業に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額を超える費用。

(3) 食材料及び調理コスト費 1食650円(おやつ代含む)

(4) おむつ代 実費相当額

(5) 施設内通貨維持・管理費 100円

(6) 入浴時に使用する、タオル・バスタオルのレンタル 110円

(7) 前各号に掲げるもののほか、事業の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用については実費を徴収する。

(8) プール使用料 1回につき 320円

(9) 口座振替手数料 実費相当分

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、筑西市、結城市、桜川市、下妻市、小山市、真岡市、下野市の全域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は事業を利用するにあたっては、規律を守り通所介護従業者の指示に従わなければならない。

(緊急時における対応方法)

第11条 通所介護従業者は、事業を実施中に利用者の病状等の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害等対策)

第12条 事業所は、天災その他の災害、また新型コロナウイルス等感染症における事業継続計画を策定し、職員及び利用者に周知徹底を図るため、定期的に避難訓練などを実施する。

2 事業継続計画は、以下の2つ事態に対応するものとする

(1) 非常災害時

(2) 感染症蔓延時

3 事業を実施中に天災その他の災害、また新型コロナウイルス等感染症が発生した場合、通所介護従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また管理者は、日常的に具体的な対処方法や避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には非難等の指揮をとる。

(その他運営に関する留意事項)

第13条 事業所は、通所介護従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 随時

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人征峯会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

5 利用者に対して事業所が行った事業に関する諸記録は、市条例に定めるものを整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 責任者の選定 (責任者：清水直人)

- (2) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施 (年1回)
- (3) 虐待等に対する相談窓口の設置
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附 則

- この規程は、平成17年 3月28日から施行する。
- この規程は、平成17年10月 1日から改正施行する。
- この規程は、平成18年 1月 1日から改正施行する。
- この規程は、平成18年 6月 1日から改正施行する。
- この規定は、平成20年 4月 1日から改正施行する。
- この規定は、平成21年 5月 3日から改正施行する。
- この規定は、平成21年10月 1日から改正施行する。
- この規定は、平成22年 1月10日から改正施行する。
- この規定は、平成22年 3月 7日から改正施行する。
- この規定は、平成22年 4月 1日から改正施行する。
- この規定は、平成22年 6月 1日から改正施行する。
- この規定は、平成22年12月 1日から改正施行する。
- この規定は、平成23年 4月 1日から改正施行する。
- この規定は、平成24年 4月 1日から改正施行する。
- この規定は、平成25年 6月 1日から改正施行する。
- この規定は、平成26年 4月 1日から改正施行する。
- この規定は、平成27年 4月 1日から改正施行する。
- この規定は、平成28年 4月 1日から改正施行する。
- この規定は、平成30年 7月 1日から改正施行する。
- この規定は、平成31年 4月 1日から改正施行する。
- この規定は、令和2年 3月 1日から改正施行する。
- この規定は、令和2年 5月 1日から改正施行する。
- この規定は、令和3年 4月 1日から改正施行する。
- この規定は、令和3年 6月 1日から改正施行する。
- この規定は、令和3年12月 1日から改正施行する。
- この規定は、令和4年11月15日から改正施行する。
- この規定は、令和5年 4月 1日から改正施行する。

この規定は、令和5年 9月 1日から改正施行する。

この規定は、令和6年 1月 1日から改正施行する。

この規定は、令和6年 4月 1日から改正施行する。